4.30.9.　その他の要件

4.30.9.1.　いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上面からの高さ１mから３mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4.30.9.2.　4.30.9.1の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(b)が適用されるものとする。

別紙１～別紙10　（略）

別紙11　低速走行時照射灯、車室外乗降支援灯及び車両後退表示投影装置の視認性

図　車室外乗降支援灯、車室外乗降支援灯及び車両後退表示投影装置の視認性

（略）

別紙12～別紙14　（略）

別紙15　後退時プロジェクションに係る基本要素

基本要素		備考
長方形		技術的制約や環境条件により、道路上に投影された基本要素の形状にわずかな偏差が生じた場合でも、基本要素の形状に適合しているとみなされる。

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.1.・2.1.2.　（略）

2.1.3.　灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.3.1.～2.1.3.5.　（略）

2.1.3.6.　「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあってはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、

（新設）

（新設）

（新設）

別紙１～別紙10　（略）

別紙11　低速走行時側方照射灯及び車室外乗降支援灯の視認性

図　車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性

（略）

別紙12～別紙14　（略）

（新設）

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.1.・2.1.2.　（略）

2.1.3.　灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.3.1.～2.1.3.5.　（略）

2.1.3.6.　「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあってはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、